別紙様式第８号

令和元年　　月　　日

令和元年度中核的担い手育成増頭推進参加申請書

（事業実施団体等名）

農業協同組合

組合長　　　　　　　　　　様

（事業参加希望者）

氏名又は法人名称

代表者氏名（法人の場合）　　　　　　　　　　　印

私は、中核的担い手育成増頭推進に参加いたしたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（別添２　地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）、肉用牛経営安定対策補完事業実施要領等の各規定内容を順守し、注意事項に留意したうえで下記のとおり申請します。

記

１　事業参加申請者

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 住所 | （〒　　　　－　　　　　　） | | | | | |
| TEL |  | | | FAX |  | |
| 金融機関名称 | | 支店（出張所） | 口座種類 | | 口座名義（申請者本人に限る） | 口座番号 |
| 銀行/信金/信組/農協 | |  | 普通/当座 | |  |  |

２　子牛補給金制度及び牛マルキン事業の契約の有無等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 契約の有無 | 契約者番号 |
| 肉用子牛生産者補給金制度（子牛補給金） | 有　・　無 |  |
| 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン事業） | 有　・　無 |  |

３　他の事業の参加状況（参加している場合は○印を付して下さい）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保（農協等の繁殖雌牛の貸付事業・6万円/9万円事業） |  | 優良繁殖雌牛導入支援（農協等の繁殖雌牛の貸付事業・4万円/5万円事業） |  | 肉用牛流通促進対策事業（家畜商組合等の預託事業） |  | その他（国庫事業のみ）  （　　　　　　　　　　　　） |

４　繁殖雌牛の増頭計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 前年 | | | 本年 | | | 繁殖牛 |  | 奨励金交付  対象頭数  ⑥  （⑤≧⑥） | （参考）  目標頭数  （5年後） | 備考 |
| 期首頭数 | 期末頭数 | | 期首頭数 | | 期末頭数  （計画） | 増頭数  ④=③-①  又は③-② | うち  補助要件  を満たす  頭数  ⑤ |
| (H30.1.1) | (H30.12.31) | (H31.3.31) | (H31.1.1) | (H31.4.1) | (R1.12.31) |
| [継続・新規共通]  (9か月齢以上) | [継続参加者]  (9か月齢以上) | [新規参加者]  (9か月齢以上) | [継続参加者]  ①  (9か月齢以上) | [新規参加者]  ②  (9か月齢以上) | [継続・新規共通]  ③  (9か月齢以上) |
| 繁殖雌牛  飼養頭数 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）ア　繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛（乳用種と肉専用種の交雑種を含まない）をいう。

イ　「計画頭数③」及び「目標頭数（5年後）」は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。

ウ　「うち補助要件を満たす頭数」は、実施要領第２の１の（１）のウの（ア）～（エ）に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ　期首頭数は１月１日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者は、期首頭数を４月１日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。（肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件）

５　提出書類

　（１）　環境と調和のとれた農業生活活動規範点検シート（別紙様式12号･写し）

　（２）　肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）への参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（別紙様式11号･原本）及び添付書類（平成30年度･令和元年度の数量契約の写しあるいは配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由書）

　（３）　肉用子牛生産者補給金制度契約書（写し）

|  |
| --- |
| 【注意事項】中核的担い手育成増頭推進の補助対象牛は次の事業の補助対象牛とは重複することは出来ません。  ◆牛マルキン事業　◆遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保（6万円／9万円事業）　◆優良繁殖雌牛導入支援（4万円／5万円事業）　◆肉用牛流通促進対策事業（肉用子牛安定供給対策）　◆その他繁殖雌牛の導入に係る事業（国庫事業のみ）  ※重複して補助金を受領した場合、以後の事業の参加について制約等が課されることがあります。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類確認 | 生産者集団等名 |  |
| 確認者氏名 | 印 |